

## グランスクエア橋学園増設自転車置場運営細則

### (総則)

第1条 グランスクエア橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、グランスクエア橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第18条（自転車置場の使用）及び第19条（附属規程）により、対象物件内の増設自転車置場（以下「増設自転車置場」という。）を運営するため本細則を定める。

### (区画数)

第2条 区画数及び使用場所は、管理組合が別に定める通りとする。

### (申込制限)

第3条 増設自転車置場を申し込むことができる者は、グランスクエア橋学園に現に居住する組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

2 特殊自転車（ロードレーサ、トラックレーサ、三輪自転車、タンデム車、重量運搬車、一輪車、その他の車）は除くものとする。

### (使用許可期間)

第4条 増設自転車置場の使用期間は、使用開始日の如何にかかわらず、毎年3月末日をもって終了するものとする。

### (権利処分の禁止)

第5条 増設自転車置場の使用を許された者は、理由の如何を問わず増設自転車置場を第三者に使用させ、又は増設自転車置場を使用する権利を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

### (使用許可の消滅)

第6条 増設自転車置場の使用を許された組合員が、その所有する専有部分を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡又は貸与した場合には、当該増設自転車置場の使用許可は終了するものとする。

2 増設自転車置場の使用を許された占有者が、その占有する専有部分に居住しなくなった場合には、当該増設自転車置場の使用許可は終了するものとする。

### (使用者)

第7条 増設自転車置場を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、第3条（申込制限）により増設自転車置場の使用を申し込み、使用を許された組合員又は占有者及びその同居の家族とする。

### (駐輪時間)

第8条 使用者は随時所定の場所に駐輪することができるものとする。

### (使用料)

第9条 増設自転車置場使用料は、別に定める通りとする。

### (使用料の変更)

第10条 管理組合は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、管理規約第53条（議決事項）により団地総会の決議を得て増設自転車置場使用料の額を変更することができる。

### (支払い方法)

第11条 増設自転車置場の使用を許された者は、増設自転車置場使用料を管理組合の定める方法により支払うものとする。なお、期の途中から使用を開始する場合及び使用を終了する場合においても、当該使用料の月割計算は行わない。

### (ステッカーの交付及び貼付)

第11条の2 管理組合は、増設自転車置場の使用料の支払いを証するステッカー（以下「ステッカー」という。）を、増設自転車置場の使用を許された者に交付する。

2 使用を許された者は、前項の規定により受領したステッカーを増設自転車置場に駐輪する自転車に貼付しなければならない。

(使用料の使途)

第12条 管理組合は受領した増設自転車置場使用料を管理規約第34条(使用料)に基づき管理費に充当する。

(遵守事項)

第13条 使用者は、増設自転車置場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理組合の指示及び場内標識に従うこと。
- 二 増設自転車置場の付近等では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- 三 駐輪にあたっては、常に整理整頓を心がけること。
- 四 施設器具及び他人の自転車等を破損・汚損せしめるときには、直ちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 五 増設自転車置場には、ステッカーを貼付した自転車1台の他、いかなる物品も置かないこと。
- 六 自転車には必ず施錠すること。
- 七 増設自転車置場には、いかなる工作・構築も行わないこと。
- 八 増設自転車置場及びその周辺で煙草(電子煙草を含む。)は吸わないこと。(管理規約第19条の3(喫煙場所の制限))
- 九 その他、管理組合において指示・告示する事項。

(免責事項)

第14条 管理組合は、天災地変、盗難その他事由の如何を問わず、当該使用者がその自転車につき蒙った損害の責を負わないものとする。

(遵守義務)

第15条 増設自転車置場の使用を許された者及び使用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

(ステッカー貼付の違反)

第16条 増設自転車置場使用者の自転車にステッカーが貼付されていない場合、管理組合は乗り捨て物又は所有権放棄物として取扱い、適法手続きにより処分することができる。

(解除)

第17条 管理組合は、増設自転車置場の使用を許された者又は使用者が下記各号の一に該当する場合には、何等の通知催告を要しないで直ちに増設自転車置場使用許可を解除することができる。

- 一 増設自転車置場使用料を所定の通り支払わなかったとき。
- 二 本細則の各条項に違反したとき。

(細則外事項及び改廃)

第18条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 (施行日)

第1条 本細則は、2017年2月27日から施行する。

[制定：2005年2月26日] [改定：2017年2月26日]